

審査基準及び標準処理期間

所属名	介護・地域福祉課
内線番号	4671

No.	項目	内容
①	処分名	指定一般相談支援事業者の指定
②	法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
③	法令番号	平成17年法律第123号
④	根拠条項	第51条の19第1項、第51条の23第1項・第2項
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:広域振興局長)
⑥	法令の定め	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (指定一般相談支援事業者の指定) 第五十一条の十九 第五十一条の十四第一項の指定一般相談支援事業者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、一般相談支援事業を行う者の申請により、地域相談支援の種類及び一般相談支援事業を行う事業所(以下この款において「一般相談支援事業所」という。)ごとに行う。 (指定地域相談支援の事業の基準) 第五十一条の二十三 指定一般相談支援事業者は、当該指定に係る一般相談支援事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い、当該指定地域相談支援に従事する従業者を有しなければならない。 2 指定一般相談支援事業者は、厚生労働省令で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準に従い、指定地域相談支援を提供しなければならない。 詳細は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準</p>
⑦	審査基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成24年03月30日障発第330021号)
⑧	経由機関名	なし。
⑨	協議機関名	なし。
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	設定していない。
⑫	問合せ	介護・地域福祉課法人・事業者指導担当 内線4671
⑬	備考	http://www.pref.kyoto.jp/kaigo-jigyo/2016syougaijigvousyositei.html